

## 宇城圏域におけるサービス担当者会議の実施について

宇城圏域では必要に応じ市町担当者がサービス担当者会議に出席することとなっているが、以下の場合には必ず相談支援事業者より市町担当者へ参加要請を行うこと。

なお市町担当者が参加しない場合であっても、相談支援事業者は市町担当者と相談の上、支給決定内容等の検討を行うこと。

- ① 新規のサービス申請の場合
- ② 福祉サービス種類、支給量等、内容に変更がある場合
- ③ 福祉サービスの基準量を超えての支給が必要な場合
- ④ 世帯に複数の障害者がいる、解決困難な問題を抱えている等いわゆる困難事例※困難事例については裏面の【困難事例の具体例】を参照。
- ⑤ モニタリングの頻度を検討する必要がある場合

⑥ サービス利用中断、変更等を繰り返す等利用状況が不安定な場合

⑦ その他相談支援事業所が必要と考える場合

⑧ その他行政が必要と考える場合

作成日：平成 30 年 1 月 18 日

改訂：令和 4 年 11 月 17 日

宇城圏域相談支援部会・宇城圏域モニタリング結果検証検討会

## 【困難事例の具体例】

- ・生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者
- ・利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある者
- ・その他障害福祉サービス等を安定的に利用することに課題のある者
- ・障害福祉サービス等と医療機関等との連携が必要な者
- ・複数の障害福祉サービス等を利用している者
- ・家族や地域住民等との関係が不安定な者
- ・学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化するおそれのある者
- ・就学前の児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある保護者
- ・単身者（単身生活を開始した者、開始しようとする者）
- ・複合的な課題を抱えた世帯に属する者
- ・医療観察法対象者
- ・犯罪をした者等（矯正施設退所者、起訴猶予又は執行猶予となった者等）
- ・医療的ケア児
- ・強度行動障害児者
- ・被虐待者又は、そのおそれのある者（養護者の障害理解の不足、介護疲れが見られ

る、養護者自身が支援を要する者、キーパーソンの不在や体調不良、死亡等の変化  
等)